

# 平成30年4月1日から 移住・定住に関する補助内容を変更します！



## 若者・子育て世代への新築補助や家賃補助を充実します！

### 新築奨励・市内消費喚起事業

住宅取得に対する助成額が最大で**倍増**になります！

#### 【対象者】

- 平成30年4月1日以降に津久見市内に住宅を取得するための契約を締結した方

#### 【補助内容】

- 住宅取得の際に市内で消費された額を助成対象経費として算出し、助成額相当の商品券を交付

【基本額】助成対象経費 × 0.4 = 助成額

**最大30万円に拡充♪**

【加算額】子どもが1人の場合 …… 5万円を加算  
2人の場合 …… 10万円を加算  
3人以上の場合 …… 20万円を加算

**子どもの人数による加算を拡充♪**

新婚3年目までの夫婦は… **新設**

子どもの人数に関わらず、

**助成額が最大で50万円！**

※子どもの人数による加算はなし

**最大助成額  
50万円**



新婚世帯・子育て世帯家賃等補助金を受けた後、市内に住宅を取得した場合、新築奨励・市内消費喚起事業の補助が受けられます！

### 新婚世帯・子育て世帯家賃等補助金



#### 新婚世帯

##### 【対象世帯】

- 平成30年4月1日以降に婚姻を届け出た世帯
- 平成30年4月1日以降に市内の賃貸住宅と賃貸借契約を締結し、転入又は転居した世帯
- 合計年齢が80歳未満の夫婦

##### 【補助内容】

- 引越しに係る費用を一部補助

「**仲介手数料補助**」最大3万円

「**引越補助**」最大5万円

「**移住奨励金**」1人市外…5万円

2人市外…7万円

**新設**

**最大補助額**

**63万円**

- 家賃補助

(家賃月額 - 住宅手当) ÷ 2

= 家賃補助額(月額最大1万円)最大24カ月

※市外からの転入者は1人につき月額5千円の加算

#### 子育て世帯



市内転居も対象になりました！

##### 【対象世帯】

- 平成30年4月1日以降に市内の賃貸住宅と賃貸借契約を締結し、転入又は転居した世帯
- 中学生以下の子どもを含む世帯

##### 【補助内容】

- 引越しに係る費用を一部補助

「**仲介手数料補助**」最大3万円

「**引越補助**」最大5万円 「**移住奨励金**」7万円

- 家賃補助

(家賃月額 - 住宅手当) ÷ 2

= 家賃補助額(月額最大1万円)最大24カ月

子どもが2人の場合……月額5千円を加算

3人以上の場合……月額1万円を加算

**中学生以下の子どもの人数によって月額加算**

新婚世帯の補助を受けた後、子どもが生まれ、転居した場合、子育て世帯の補助が受けられます！

**最大補助額  
63万円**

### 移住者居住支援事業補助金

#### 【対象者】

- 津久見市に住所を有していない方
- 申請時において65歳未満の方
- 事前申請を行った方

**『年齢制限の設定』『事前申請必須』**

#### 【補助内容は変更なし】

- ①仲介手数料補助(最大5万円)
- ②家財処分補助(最大10万円)
- ③新規建設(最大100万円)
- ④住宅購入補助(最大100万円)
- ⑤改修補助(最大100万円)
- ⑥引越補助(最大20万円)
- ⑦移住奨励金(10万円)

**最大補助額  
145万円**

※本紙に記載されている補助要件等は一部です。詳細は下記までお問い合わせください。

●問い合わせ先／津久見市役所 商工観光・定住推進課

☎0972-82-2655 / FAX0972-82-9520